

常 任 観 光 建 設 委 員 会 要 点 記 録

○開会日時 令和8年6月23日（火） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青 木 敬 博 君	2 番	河 島 紀美恵 君
3 番	村 上 祥 平 君	4 番	井 戸 清 司 君
5 番	竹 本 力 哉 君	6 番	四 宮 和 彦 君

○出席議員 11名

議 長	中 島 弘 道 君	議 員	片 桐 基 至 君
議 員	重 岡 秀 子 君	〃	長 沢 正 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	大 竹 圭 君
〃	虫 明 弘 雄 君	〃	鈴 木 絢 子 君
〃	犬 飼 このり 君	〃	大 川 勝 弘 君
〃	宮 崎 雅 薫 君		

○説明のため出席した者 13名

副 市 長	近 持 剛 史 君
観 光 経 済 部 長	肥 田 光 弘 君
観光経済部理事兼公営競技事務所長	福 西 淳 君
同 観 光 課 長	太 田 靖 久 君
同 産 業 課 長	杉 村 浩 一 君
建 設 部 長	山 田 昌 弘 君
建設部建設課長	伊 藤 正 芳 君
同 建 築 住 宅 課 長	横 山 亨 君
同 都 市 計 画 課 長	佐 藤 純 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
上下水道部理事	富 岡 勝 君
同 下 水 道 課 長	池 谷 伸 弘 君
同 水 道 課 長	堀 川 淳 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長	小 川 真 弘	局長補佐	鈴 木 綾 子
主 事	向中野 博 希		

○会議に付した事件

- 1 市議第 4 号 伊東市下水道条例の一部を改正する条例
- 2 市議第 5 号 伊東市地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 市議第 6 号 伊東市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 4 市議第 13 号 令和 8 年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

○委員長（井戸清司君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明はこれを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。

○委員長（井戸清司君）日程第 1、市議第 4 号 伊東市下水道条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6 番（四宮和彦君）本条例の改正趣旨については、その後の市議第 5 号、市議第 6 号も同様であるので、ここでまとめて伺う。改正の趣旨は「災害その他非常の場合において、工事店の確保が困難と判断されるときは、他の市町村長等が指定した排水設備指定工事店による工事の実施を可能とするため」という説明であったが、今年の 2 月に発生した市内全域での断水がきっかけの改正という気がしないでもない。

ただ、東日本大震災や能登半島地震と、いわゆる大規模な広域災害の発生時の場合には、災害復旧に際して、災害時支援協定に基づいて、市外、県外から復旧支援に入るのは当たり前のことだと思っていたが、非常時の支援についても個別に条例で定める必要があるのか確認したい。

○下水道課長（池谷伸弘君）今回の改正は、委員おっしゃるとおり、非常時になるが、下水道の排水設備指定工事店は、基本的に各自治体で登録や指定行為をしているため、災害時の統一的な見解が載っているものがなかった。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋や工事店自体も被災したが、今回、横断的な措置を取るため、標準下水道条例が改正になった

ことで、改正に至った。

○**6番**（四宮和彦君）こうした条例は、伊東市だけが一方的に支援してもらった条例では意味がないので、協力を得る市町村と相互的な関係にならなければならない。先ほど法改正があったから、それに合わせて条例も改正するとの答弁であったが、こうした条例改正は、今回、全国的に一斉に行われているのか。

○**下水道課長**（池谷伸弘君）国の標準下水道条例が令和7年4月に改正され、その後、順次、各自治体は改正している。近辺では、静岡市や浜松市の政令指定都市、東部管内だと、沼津市、函南町、伊豆管内だと、熱海市、伊豆の国市でそれぞれ独自の改正がされている。

○**6番**（四宮和彦君）近隣自治体がそうだという話は分かった。

ただ、災害時には近隣自治体も同様の被災状況になっていることが想定できる。例えば大規模な地震災害や台風被害では、伊東市だけが被害を受けていて、東伊豆町や熱海市は全く被害がなかったという話には多分ならないと思う。そうであると、近隣自治体間でこうした条例を運用していくよりは、同時に被災する可能性がないであろう遠くの自治体との間で協力協定を結んでいないと、条例の意味がなくなるのではないかと思う。災害時支援協定などに基づいて進めていくとか、運用に関してはどのような形でこの条例を生かしていくのか。

○**下水道課長**（池谷伸弘君）今、委員が言われたとおり、詳細な運用についての方針は定まっていないが、例えば南海トラフ地震などの広範囲での災害は、県内の被災自治体が多く、県内の指定工事店の応援体制も難しいと想定されることから、被災した地域が県を越える広域となった場合は、本県を含め中部地方の9県と、政令指定都市、名古屋市と災害時等の応援に関する協定、いわゆる中部ブロック協定を締結しており、さらに広域になると、関東10県とも災害時の相互応援に関する協定、いわゆる関東ブロック協定を締結していることから、支援体制も拡大していくと想定している。

このことから、各自治体からは、指定工事店の派遣要請を受けたときの支援体制は、今のところ、県の下水道協会が窓口、取りまとめになることを想定しているが、下水道管の溢水や破損調査、応急復旧等の支援体制と同様に、中部ブロック、関東ブロックという形で支援体制を拡大していくものと想定している。

○**5番**（竹本力哉君）今の四宮委員の話に続くが、運用に関して、まだ詳細が決まっていないとのことであるが、市内の事業者のどこが被災していて駄目だから、他市町にという話になったときに、マニュアルや運用方針を細かくまとめておかないといけないと思う。さらに、下水道だけではなく、危機管理とかそのほかのところも共有しなくてはいけないと思うが、運用のマニュアルをつくる予定はあるのか、また、共有していく考えはあるのかお聞かせ願う。

○**下水道課長**（池谷伸弘君）今回の条例改正はあくまでも特例措置になるので、工事までのフロ

一で今想定されているのは、大規模災害発生時に地元業者だけでは対応が困難な場合、被災自治体の市町村長が他の自治体の指定工事店による施工を許可する方針をまず決定する。その後、特例要件の周知としては、被災自治体がホームページやプレスリリースでという形になっており、ここで静岡県下水道協会が募集等に関わってくると考えているが、今の状況では、他市町村の指定工事店も排水設備工事が可能である旨を告知して、被災した個々の家屋の所有者から工事依頼をしていく形になる。その後、工事依頼を受けた事業者が、自治体の指示に従い、排水設備の改修工事を行った後、事後届出をして、被災自治体の審査を受ける。今の段階では、このぐらいのマニュアルになっている。

○**3番**（村上祥平君）大きな災害もそうであるが、今回の雪害でいくと、伊東市だけが被害を受けた中で、こうしたものを利用していく部分が出てくると思った。例えば緊急のときに工事を行い、その後、常時に戻ったときは、今までどおり指定工事店が検査したり、壊れたところを直すとの認識でよいか。

○**下水道課長**（池谷伸弘君）委員お見込みのとおり、基本的には自治体で指定を受けた工事店が施工する形になるので、この条例改正はあくまでも特例であり、災害時のみの扱いである。その後の工事は指定を受けた工事店でやっていただく。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第4号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（井戸清司君）日程第2、市議第5号 伊東市地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第5号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（井戸清司君）日程第3、市議第6号 伊東市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第6号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（井戸清司君）日程第4、市議第13号 令和8年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）前回の入札不落で、今回、費用を上乗せするとの説明であった。再入札の実施はいつぐらいを予定しているのか。

○観光経済部理事兼公営競技事務所長（福西 淳君）本補正予算が承認された後に入札公告を7月初旬に予定している。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第13号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

委員会審査報告書の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（井戸清司君）これにて常任観光建設委員会を閉会する。

○閉会日時 令和8年6月23日（火）午前10時12分（会議時間12分）

以上の記録を認める。

令和8年6月23日

委員長 井戸清司